

愛知県立大学長久手キャンパス図書館学外者利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民及び社会一般に図書館資料を広く開放し、地域文化の向上に寄与するため、愛知県立大学長久手キャンパス図書館利用規程第2条第2項、第8条第4項及び第9条第5項の規定に基づき、愛知県立大学長久手キャンパス図書館（以下「図書館」という。）の所蔵する資料を、本学における学習及び教育並びに研究活動に支障のない範囲で県民等に公開することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、図書館の所蔵資料を利用して調査研究を行う者とする。ただし、大学入試や資格試験等の受験勉強のために利用する者を除く。

(公開日)

第3条 図書館は、次の各号に該当する日を除き、公開する。

- (1) 愛知県立大学長久手キャンパス図書館利用規程第5条に定める休館日
- (2) その他学術研究情報センター長（以下、センター長という。）が必要と認める期間

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、愛知県立大学長久手キャンパス図書館利用規程第4条に定める時間内とする。

(利用手続)

第5条 図書館の利用を希望する者は、住所・氏名を確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示し、学外者利用申請書をセンター長に提出するものとする。

(館外貸出)

第6条 18歳以上の者で、かつ次に掲げる者は、資料の館外貸出をすることができる。

- (1) 愛知県内に居住する者
 - (2) 愛知県内の事業所等に属する者
- 2 資料の館外貸出を希望する学外利用者は、住所・氏名を確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示し、県民公開利用証交付申請書をセンター長に提出するものとする。
- 3 センター長は、前項の申込書により、利用目的その他が適当と認めるときは、申込者に次年度末まで有効の利用証を交付する。
- 4 第1項の利用資格を失った者及び有効期限が過ぎた場合は、速やかに利用証を図書館

に返還するものとする。

(利用の範囲及び方法)

第7条 利用の範囲及び方法は、愛知県立大学長久手キャンパス図書館利用規程第7条、第10条から第14条まで、第16条及び第17条の規定を準用する。

2 館外貸出冊数は5冊以内、貸出期間は2週間以内とする。ただし、本学定期試験期間の2週間前から試験期間中は貸出を行わない。

3 本学の学生及び教職員の利用を優先しなければならない場合を除き、図書の予約及び貸出の延長を行うことができる。

4 雑誌は貸出対象外とする。

5 パソコン（レポート・論文作成）室及び会議室の利用についてはこれを認めない。ただし、センター長が認めた場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、図書館及び本学内では、本要領を始め本学が定める諸規程を遵守しなければならない。また、館内では、係員の指示に従わなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、本要領の実施について必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月24日から施行する。